

「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」中一部
改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 上記1. (1) および1. (2) のうちの「経営の内容」については、自
己資本の充実および流動性に係る健全性の状況を判断の基準とする。

以下略 (不変)

○ 別表を横線のとおり改める。

1. }
2. } 略 (不変)

| | | | | | |
|------------------------|--|---|---|--|--|
| | イ. 銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用金庫連 合会、信用協同組合連合会および労働金庫連合会 | ロ. 外国銀行支店 | ハ. 金融商品取引業者（外国金融商品取引業者に おいては、在日拠点全体の合計額で判断する） | ニ. 資金清算機関および金融 商品清算機関（金融商品取引 法第2条に定める金融商品債 務引受業を行う金融商品取 引所を含む。） | ホ. 銀行協会 |
| 信用力 自己資 本の充 実 | <p>（申出者が既に初回の決算を行っている場合）</p> <p>（1）申出者につき、当該先が属する業態にかか る各業法に基づき算出された連結および単体自 己資本比率が、直前の決算（中間決算を含む。本 欄において以下同じ。）期末において、国際統一 基準が適用される先については普通株式等T i e r 1 比率4. 5%以上、T i e r 1比率6%以 上および総自己資本比率8%以上、国内基準が適 用される先については4%以上であること。また、 法令により資本バッファ規制が適用される 場合には、資本バッファ比率が、法令により定 められた水準を満たすこと。</p> <p>（2）申出者の親会社銀行持株会社である場合 には、（1）に加え、銀行持株会社の連結自己資 本比率が、直前の決算期末において、国際統一基 準が適用される先については普通株式等T i e r 1 比率4. 5%以上、T i e r 1比率6%以上 および総自己資本比率8%以上、国内基準が適用 される先については4%以上であること。また、 法令により資本バッファ規制が適用される場 合には、資本バッファ比率が、法令により定め られた水準を満たすこと。</p> <p><u>（3）（1）および（2）において、資本バッ ファ比率が法令により定められた水準を満たさ ない場合であっても、その水準を満たすよう着実 に改善すると認められるときは、（1）または （2）に定める資本バッファの要件を満たすも のとみなす。</u></p> <p><u>（3-4）（1）または（2）の要件を充足してい る場合であっても、その水準が一時的なものであ ると認められるとき、当該直前の決算期末以降の 状況変化により信用力に問題が生じていると き、または流動性リスク管理が適切でないと思 われる等その他信用力に問題があると認められる 特段の事情があるときは、要件を満たすものとし て取扱わない。</u></p> | <p>（申出者を有する外国銀行が既に初 回の決算を行っている場合）</p> <p>（1）当座預金取引の開始を申出た 外国銀行支店（本欄において以下「申 出者」という。）を有する外国銀行 につき、その母国において「バーゼ ルIII:より強靱な銀行および銀行シ ステムのための世界的な規制の枠組 み」（2010年12月バーゼル銀 行監督委員会）に基づき定められた 規制の適用を受ける場合、当該規制 により算出された自己資本比率が直 前の決算（中間決算を含む。本欄に おいて以下同じ。）期末において、 普通株式等T i e r 1比率4. 5% 以上、T i e r 1比率6%以上およ び総自己資本比率8%以上であるこ と。また、当該外国銀行の母国の法 令により資本バッファ規制が適用 される場合には、資本バッファ比 率が、母国の法令により定められた 水準を満たすこと。</p> <p>（2）申出者を有する外国銀行につ き、その母国において「自己資本の測 定と基準に関する国際的統一化」（1 988年7月バーゼル銀行監督委員 会）または「自己資本の測定と基準に 関する国際的統一化:改訂された枠組 」（2004年6月バーゼル銀行監督委 員会）に基づき定められた規制の適用 を受ける場合、当該外国銀行が現に適 用を受けるものにより算出された自己 資本比率が直前の決算（中間決算を含 む。）期末において、8%以上であるこ と。</p> <p>（3）申出者を有する外国銀行につ き、その母国において（1）または （2）に定める規制が存在しない場 合には、銀行法に準じて算出された 当該外国銀行にかかる自己資本比率 が直前の決算（中間決算を含む。）</p> | <p>（申出者が既に初回の決算を行っている場合）</p> <p>（1）略（不変）</p> <p>（2）略（不変）</p> <p>（3）申出者が川上連結先（特別金融商品取引 業者であって、その親会社が最終指定親会社で あるものをいう。以下同じ。）である場合には、 （1）および（2）に加え、「最終指定親会社 及びその子法人等の保有する資産等に照らし 当該最終指定親会社及びその子法人等の自己 資本の充実の状況が適当であるかどうかを判 断するための基準を定める件」（平成22年金 融庁告示第130号。本欄において以下「川上 連結告示」という。）第2条および第3条に基 づき算出された連結自己資本規制比率が、直前 の決算期末において、普通株式等T i e r 1比 率4. 5%以上、T i e r 1比率6%以上およ び総自己資本規制比率8%以上であること、流 動性リスク管理について日本銀行が適切と認 めること、かつ直前の決算における当該申出者 の親会社およびその子会社等にかかる連結営 業損益（本欄において以下「川上連結営業損 益」という。）の値が正であること。</p> <p>（4）略（不変）</p> <p><u>（5）申出者が川上連結先である場合には、 （1）、（2）および（3）に加え、資本バッ ファ比率が、法令により定められた水準を満たす こと。</u></p> <p><u>（6）（5）において、資本バッファ比率が 法令により定められた水準を満たさない場合 であっても、その水準を満たすよう着実に改善 すると認められるときは、（5）に定める要件 を満たすものとみなす。</u></p> <p><u>（5-7）（1）、（2）または（3）または （5）の要件を充足している場合であっても、 各項が定める自己資本規制比率または、営業損 益または資本バッファ比率の水準が一時的 なものであると認められるとき、当該直前の決 算期末以降の状況変化により信用力に問題が 生じているとき、または流動性リスク管理が適</u></p> | <p>（申出者が既に初回の決算 を行っている場合）</p> <p>直前の決算（中間決算を含 む。）期末において、申出者 がその業務を健全に遂行す るに十分な水準の自己資本 を有していると認められる こと。</p> <p>但し、申出者がこの要件を 充足している場合であって も、その水準が一時的なも のであると認められるとき、当 該直前の決算期末以降の状 況変化により信用力に問題 が生じているとき、または流 動性リスク管理が適切でな いとみられる等その他信用 力に問題があると認められ る特段の事情があるとき は、要件を満たすものとし て取扱わない。</p> | <p>直前の決算期末におけ る資産の総額から負債 の総額を控除した金額 が正であること。但し、 申出者がこの要件を充 足している場合であっ ても、その水準が一時的 なものであると認めら れるとき、当該直前の決 算期末以降の状況変化 により信用力に問題が 生じているとき、または 流動性リスク管理が適 切でないと思われる等 その他信用力に問題が あると認められる特段 の事情があるときは、要 件を満たすものとして 取扱わない。</p> |

| | | | | |
|--|--|--|---|--|
| | <p>期末において、普通株式等Tier 1比率4.5%以上、Tier 1比率6%以上および総自己資本比率8%以上であること。また、銀行法に準じて算出された資本バッファ比率が、銀行法により定められた水準を満たすこと。</p> <p>(4) (1) および (3) において、資本バッファ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、(1) または (3) に定める資本バッファの要件を満たすものとみなす。</p> <p>(5.4) 申出者が(1)、(2)または(3)の要件を充足している場合であっても、その水準が一時的なものであると認められるとき、当該直前の決算期末以降の状況変化により信用力に問題が生じているとき、または流動性リスク管理が適切でないとみられる等その他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして取扱わない。</p> | <p>切でないと思われる等その他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして取扱わない。</p> <p>(6.8) 略(不変)</p> <p>(7.9) 略(不変)</p> <p>(8.10) (1) において、直前の決算期末における自己資本規制比率が150%以上200%未満の場合であっても、申出者が外国金融商品取引業者であって、その支配会社が日本銀行に対し、申出者が日本銀行に対して負う一切の債務を保証する旨(本欄において以下「債務保証」という。)を約したときは、当該直前の決算期末における自己資本規制比率が200%以上であるとみなす。</p> <p>但し、申出者がこの要件を充足している場合であっても、当該支配会社の信用力に問題があるときまたは(6.8)の取扱いを行うときはこの取扱いを行わない。</p> | | |
| <p>(申出者が新たに営業を開始しようとする場合または初回の決算を行っていない場合)</p> <p>(1) 申出者が提出する開業後3年間の決算(年度決算に限る。)期末の連結および単体自己資本比率の見込み計数が、各決算(年度決算に限る。)期末毎に、国際統一基準が適用される先については普通株式等Tier 1比率4.5%以上、Tier 1比率6%以上および総自己資本比率8%以上、国内基準が適用される先については4%以上であること。また、法令により資本バッファ規制が適用される場合には、資本バッファ比率の見込み計数が、法令により定められた水準を満たすこと。</p> <p>(2) 申出者の親会社が銀行持株会社である場合には、(1)に加え、申出者が提出する開業後3年間の決算(年度決算に限る。)期末の銀行持株会社の連結自己資本比率の見込み計数が、各決算(年度決算に限る。)期末毎に、国際統一基準が適用される先については普通株式等Tier 1比率4.5%以上、Tier 1比率6%以上および総自己資本比率8%以上、国内基準が適用される先については4%以上であること。また、法令</p> | <p>(申出者を有する外国銀行が新たに営業を開始しようとする場合または初回の決算を行っていない場合)</p> <p>(1) 申出者が提出する開業後3年間の決算(年度決算に限る。)期末の自己資本比率の見込み計数および資本バッファ比率の見込み計数(申出者を有する外国銀行が上欄の(2)に該当する場合を除く。)が、各決算(年度決算に限る。)期末毎に上欄の(1)、(2)または(3)の要件を充足していること。</p> <p>(2) (1) において、資本バッファ比率の見込み計数が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、(1)に定める資本バッファの要件を満たすものとみなす。</p> <p>(3) 但し、申出者がこの(1)の要件を充足している場合であっても、当</p> | <p>(申出者が新たに営業を開始しようとする場合または初回の決算を行っていない場合)</p> <p>(1) 申出者が提出する開業後3年間の決算(年度決算に限る。)期末の自己資本規制比率の見込み計数が、各決算(年度決算に限る。)期末毎に上欄の(1)、(2)または(3)の要件を充足しており、かつその支配会社が自己資本規制比率維持を約すること(当該支配会社の信用力に問題がある場合には要件を満たすものとして取扱わない。))。</p> <p>(2) 申出者が川上連結先である場合には、(1)に加え、申出者が提出する開業後3年間の決算(年度決算に限る。)期末の資本バッファ比率の見込み計数が、各決算(年度決算に限る。)期末毎に、上欄の(5)に定める要件を充足していること。</p> <p>(3) (2) において、資本バッファ比率の見込み計数が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、(2)</p> | <p>(申出者が新たに営業を開始しようとする場合または初回の決算を行っていない場合)</p> <p>申出者が提出する開業後3年間の決算(年度決算に限る。)期末における自己資本の見込み計数が、申出者がその業務を健全に遂行するに十分な水準にあると認められること。</p> <p>但し、申出者がこの要件を充足している場合であっても、当該見込み計数が確実でないと認められるとき、または流動性リスク管理が適切でないとみられる等その他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして取扱わない。</p> | |

| | | | | | |
|-----------|--|--|--|---|---|
| | <p>により資本バッファ規制が適用される場合には、資本バッファ比率の見込み計数が、法令により定められた水準を満たすこと。</p> <p><u>(3) (1) および (2) において、資本バッファ比率の見込み計数が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、(1) または (2) に定める資本バッファの要件を満たすものとみなす。</u></p> <p><u>(3-4) (1) または (2) の要件を充足している場合であっても、当該見込み計数が確実でないと認められるとき、または流動性リスク管理が適切でないとみられる等その他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして取扱わない。</u></p> | <p>該見込み計数が確実でないと認められるとき、または流動性リスク管理が適切でないとみられる等その他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして取扱わない。</p> | <p>に定める要件を満たすものとみなす。</p> <p><u>(4) 但し、申出者がこの (1) または (2) の要件を充足している場合であっても、当該見込み計数が確実でないと認められるとき、または流動性リスク管理が適切でないとみられる等その他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして取扱わない。</u></p> <p>(申出者が金融商品取引業者(外国金融商品取引業者を除く。)であって、組織再編により外国金融商品取引業者の在日拠点の事業の全部を承継する場合)</p> <p>略(不変)</p> | | |
| 流動性に係る健全性 | <p>(申出者が既に初回の決算を行っている場合)</p> <p><u>(1) 申出者につき、流動性リスク管理が適切でないと認められる特段の事情がないこと。</u></p> <p><u>(2) 申出者につき、法令により流動性カバレッジ比率規制が適用される場合には、流動性カバレッジ比率が、直前の決算(中間決算を含む。本欄において以下同じ。)期末において、法令により定められた水準を満たすこと。</u></p> <p><u>(3) 申出者の親会社が銀行持株会社であって、当該銀行持株会社につき、法令により流動性カバレッジ比率規制が適用される場合には、(2) に加え、銀行持株会社に関する流動性カバレッジ比率が、直前の決算期末において、法令により定められた水準を満たすこと。</u></p> <p><u>(4) (2) および (3) において、流動性カバレッジ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、(2) または (3) に定める要件を満たすものとみなす。</u></p> | <p>申出者につき、流動性リスク管理が適切でないと認められる特段の事情がないこと。</p> | <p>(申出者が既に初回の決算を行っている場合)</p> <p><u>(1) 申出者につき、流動性リスク管理が適切でないと認められる特段の事情がないこと。</u></p> <p><u>(2) 申出者につき、法令により流動性カバレッジ比率規制が適用される場合には、流動性カバレッジ比率が、直前の決算(中間決算を含む。)期末において、法令により定められた水準を満たすこと。</u></p> <p><u>(3) (2) において、流動性カバレッジ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、(2) に定める要件を満たすものとみなす。</u></p> | <p>申出者につき、流動性リスク管理が適切でないと認められる特段の事情がないこと。</p> | <p>申出者につき、流動性リスク管理が適切でないと認められる特段の事情がないこと。</p> |

| | | | | | |
|--|---|--------------|---|--------------|--------------|
| | <p><u>(申出者が新たに営業を開始しようとする場合または初回の決算を行っていない場合)</u></p> <p>(1) 申出者につき、流動性リスク管理が適切でないと認められる特段の事情がないこと。</p> <p>(2) 申出者につき、法令により流動性カバレッジ比率規制が適用される場合には、申出者が提出する開業後3年間の決算(年度決算に限る。)期末の流動性カバレッジ比率の見込み計数が、各決算(年度決算に限る。)期末毎に、法令により定められた水準を満たすこと。</p> <p>(3) 申出者の親会社が銀行持株会社であって、当該銀行持株会社につき、法令により流動性カバレッジ比率規制が適用される場合には、(2)に加え、申出者が提出する開業後3年間の決算(年度決算に限る。)期末の銀行持株会社の流動性カバレッジ比率の見込み計数が、各決算(年度決算に限る。)期末毎に、法令により定められた水準を満たすこと。</p> <p>(4) (2)および(3)において、流動性カバレッジ比率の見込み計数が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、(2)または(3)に定める要件を満たすものとみなす。</p> | | <p><u>(申出者が新たに営業を開始しようとする場合または初回の決算を行っていない場合)</u></p> <p>(1) 申出者につき、流動性リスク管理が適切でないと認められる特段の事情がないこと。</p> <p>(2) 申出者につき、法令により流動性カバレッジ比率規制が適用される場合には、申出者が提出する開業後3年間の決算(年度決算に限る。)期末の流動性カバレッジ比率の見込み計数が、各決算(年度決算に限る。)期末毎に、法令により定められた水準を満たすこと。</p> <p>(3) (2)において、流動性カバレッジ比率の見込み計数が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、(2)に定める要件を満たすものとみなす。</p> | | |
| <p>集中決済制度の安定性および効率性</p> <p>市場プレゼンス</p> | <p>略(不変)</p> | <p>略(不変)</p> | <p>略(不変)</p> | <p>略(不変)</p> | <p>略(不変)</p> |